

第1章 計画の概要

1.1 計画策定の背景と目的

全国の多くの地方都市では、本格的な人口減少社会を迎えており、本町は、岡山市と倉敷市に挟まれていることや、広域的な交通網に恵まれた立地特性を有することもあり、現時点では、急減な人口減少は見られていません。しかし、今後緩やかに人口は減少し、高齢化率は2040年には30%（2016年の岡山県平均29.2%）を超える、年少人口割合は2030年には15%（2016年で県内唯一15%以上）を下回ると予測されています。

人口の減少や高齢化率が増していくと、地域の活力の低下や、医療・福祉、教育・子育て、商業、公共交通などの生活サービスを十分に享受できなくなることが危惧されます。



図1-1 早島町の航空写真

人口減少社会に対して、我が国では、以下に示すように、骨太の方針や成長戦略によってコンパクトなまちづくりを進めていく方針を打ち出しており、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正において、その手法のひとつである立地適正化計画が位置づけられました。

経済財政運営と改革の基本方針（平成26年6月24日閣議決定）		<骨太の方針>
第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 3. 魅力ある地域づくり (都市再生等)		
<p>コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、<u>都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築</u>、<u>中心市街地の活性化</u>を推進するとともに、<u>子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくり</u>・・・(中略)・・・を推進する。</p>		
<p>(長期的な観点からの取組)</p> <p>また、<u>地域の合意形成の下での都市機能の集約</u>や<u>地方中枢都市圏等の形成等</u>を図り、<u>行政サービスの集約と経済活動の活性化</u>を実現する。その際、集約・統廃合等に伴う除却に係る諸コストを賄う地方債の積極活用を促すとともに、都市再生を妨げる障害を除去し、集約の取組を加速させる。</p>		
第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 (選択と集中、優先順位の明確化)		
<p>・・・コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。地方は誘導方策や都市計画の見直しを含めた集約・活性化の取り組みを進める。新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減に努める。</p>		

日本再興戦略（平成26年6月24日閣議決定）～未来への挑戦～		<成長戦略>
5. 立地競争力の更なる強化 5-1. 都市の競争力の強化 (コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進)		
<p>都市の競争力の向上に関連して、都市再生特別措置法等及び地域公共交通活性化再生法の改正が本年5月に成立し、これらの法律に基づく<u>立地適正化計画</u>及び<u>地域公共交通網形成計画</u>を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築するとともに、本年4月に成立した<u>中心市街地活性化法</u>に基づく<u>中心市街地活性化基本計画</u>と連携させ、<u>コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成</u>を推進しているところ。</p>		
6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 (地域の経済構造改革)		
<p>・・・地域の合意形成の下での都市機能の集約や<u>地方中枢都市圏等の形成等</u>を図り、<u>行政サービスの集約と経済活動の活性化</u>を実現することが重要であり、長期的な観点からの地域経済構造に係る総合的なビジョンを示す必要がある。</p>		

改正都市再生特別措置法（平成26年8月1日施行）
(立地適正化計画)
第八十一条

市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

また、本町は、岡山県南広域都市計画区域の範囲にあり、岡山県が定めた同区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）においても“集約型都市構造”的実現を目指した都市づくりとして、次の方針が示されています。

■集約型都市構造の実現を目指した都市づくり

人口減少、少子高齢社会に対応していくため、集約型都市構造の実現を目指し、公共交通を軸に複数の拠点が連携する都市構造、すなわち、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成による持続可能な都市づくりを推進する。

このため、中心市街地や地域の拠点に、拠点間の適切な役割分担のもとで医療・福祉、商業等の都市機能を集積させるとともに、これらの拠点周辺や公共交通の利便性の高い地域へ居住の誘導を図り、あわせて、まちづくりと連携した、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進める。

集約型都市構造の実現を目指すにあたっては、現行の市街化区域を基本に、適正かつ合理的な土地利用を誘導するとともに、市街化区域内の低・未利用地を十分活用する。また、市街化調整区域においては、各市町の実情に応じ、市街化を促進するおそれがなく、既存コミュニティの維持等、最低限必要な場合を除き、原則として市街地の更なる拡大を抑制する。

一方で、立地適正化計画等に基づき、公共交通の利便性が高い区域等、持続可能な都市づくりを推進する上で真に必要となる区域については、市街化区域へ編入することや、地形的な条件等により将来にわたり都市的土地区域が見込まれない区域については、市街化調整区域に編入するなど、集約型都市構造の実現に資するよう市街化区域の再編を図る。

コンパクトなまちとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地することに加え、高齢者をはじめとする住民が、生活サービス施設等に容易にアクセスできるネットワークが構築されたまちであり、まち全体の構造の見直しを図り、【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】が形成された持続可能なまちをいいます。

本町においても将来にわたり持続可能なまちを目指していく必要があり、公共交通の利便性の高い区域の拠点性を高めることを視野にいれて、本計画の策定を行うこととした。

本計画は、将来的な立地適正化計画への移行も見据え、その考え方を踏まえたものとしていますが、立地適正化計画では対象とならない市街化調整区域のあり方などについてもまちの将来像に位置付けを行いたいと考え、町の独自の計画（早島町都市構造再編計画）として作成しました。

本計画によって、人口や人口密度が維持され、効率的に生活サービスが享受できれば、厳しい財政状況の下でも都市経営の持続可能性が向上し、町民にとって安全・安心で快適な生活環境を確保することが可能となります。

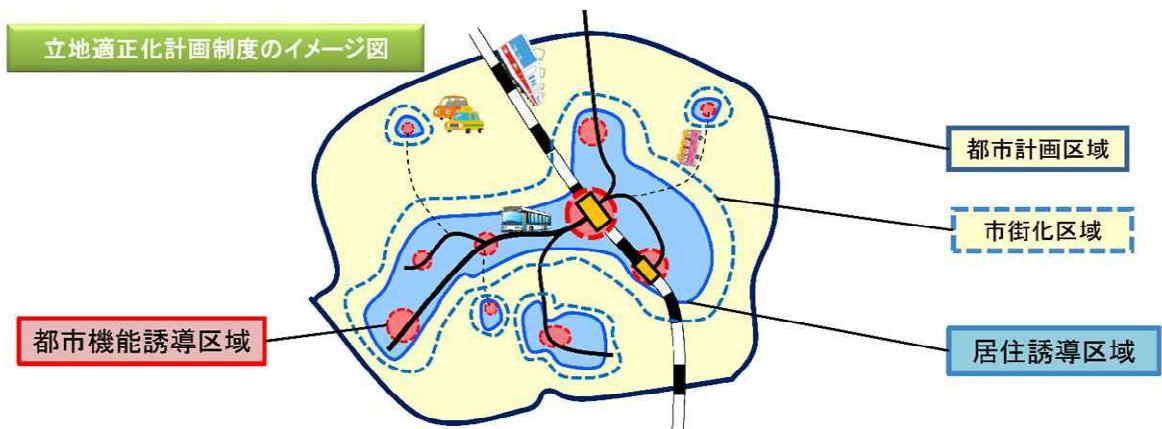


図1-2 立地適正化計画におけるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのイメージ

なお、本計画は、全ての生活サービス施設や居住地を1箇所に強制的に集約するものではなく、中長期的な時間軸のなかで、高齢者をはじめとする住民が、公共交通などを利用することにより、生活サービス施設や居住地のある拠点に容易にアクセスできるまちを実現することを目指しています。

計画の策定にあたっては、有識者等で構成する都市再生協議会での検討並びに近隣自治体等との広域調整のほか、住民意見の反映として、説明会、パブリックコメントを実施の上、都市計画審議会意見の聴取を行い、とりまとめました。

また、社会情勢の変化等により、必要に応じて適時計画の見直しを図ることとします。

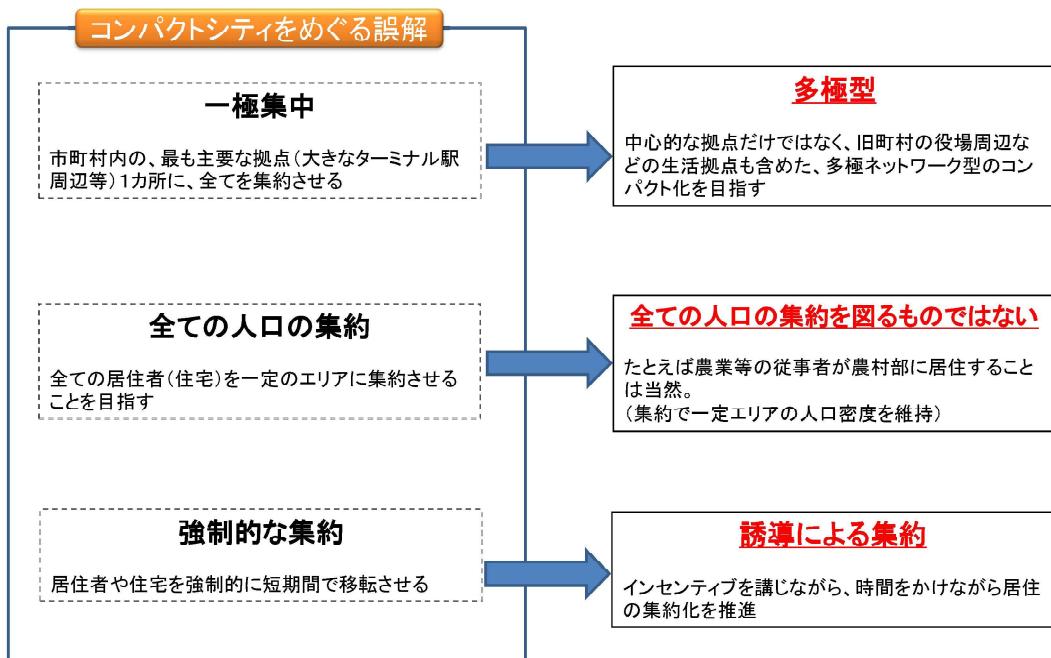
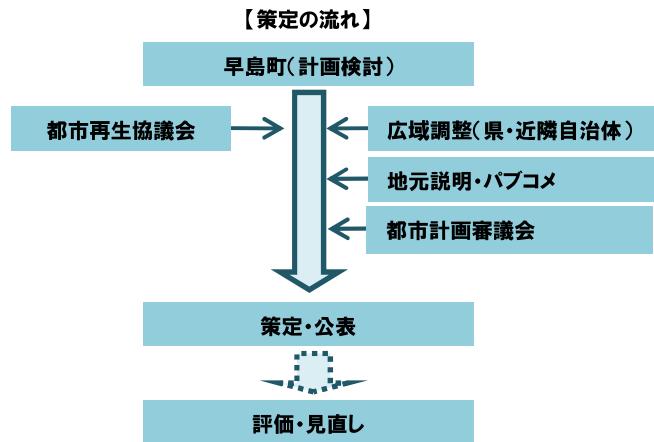


図1-3 (参考) コンパクトシティをめぐる誤解

出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

1.2 対象区域・計画期間

(1) 対象区域

本計画は、都市全体を見渡した計画とする観点から、都市計画区域全体を計画の対象区域とします。早島町においては、町域全体が岡山県南広域都市計画区域にあることから、町域全体(762ha)が本計画の対象区域となります。

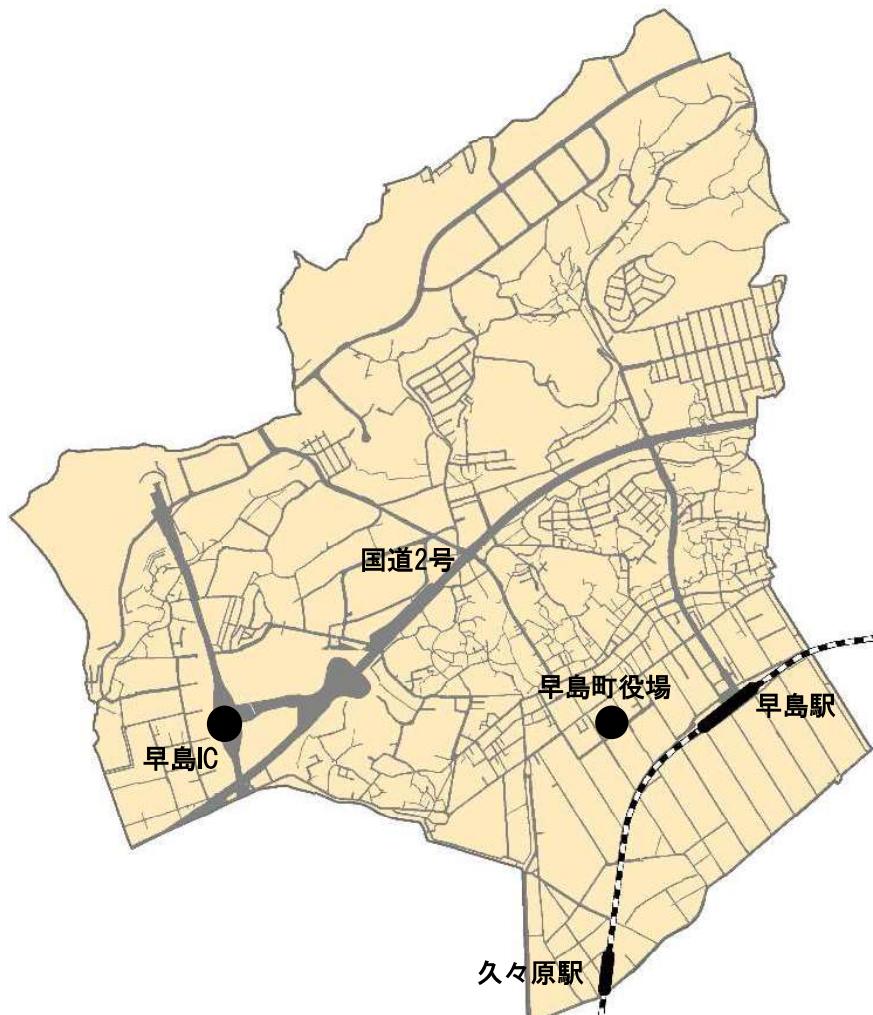


図1-4 計画の対象区域

(2) 計画期間

コンパクトなまちの実現を目指すには、中長期的な視点にたって人口の維持・集積等を図っていく必要があることから、計画期間は概ね20年間とし、目標年次を早島町都市計画マスター プランと合せて令和17年（2035年）とします。

なお、上位関連計画や社会経済情勢の変化などに応じて、適時計画の見直しを図るものとします。

目標年次
令和17年（2035年）